

大阪市建設局（自転車駐車場）
防犯カメラ付清涼飲料水
自動販売機設置事業者募集要項

令和 6 年 12 月
大 阪 市 建 設 局

目 次

	ページ
1 公募物件の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 応募資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 防犯カメラ付自動販売機の設置条件等・・・・・・・・	3
4 応募申込手続及び質問の受付・回答・・・・・・・・	5
5 価格提案書の提出及び価格審査・・・・・・・・	6
6 使用許可申請の手続き・・・・・・・・	8
7 設置予定事業者の決定の取り消し・・・・・・・・	9
8 経費負担について・・・・・・・・	9
9 防犯カメラ付自動販売機設置募集箇所・・・・・・・・	9
10 防犯カメラ仕様書・・・・・・・・	10

(別 冊)

〔 応募申込書・誓約書・質疑書・価格提案書・委任状・ 防犯カメラ機器の管理・運用に関する誓約書 〕
--

(別 添)

- 防犯カメラ付自動販売機設置箇所図
- 防犯カメラ付自動販売機設置位置図

大阪市建設局（自転車駐車場）防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機 設置事業者募集要項

大阪市建設局では、所管している自転車駐車場において、施設内の安全性並びに利用者の安心感を高めるため、防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機を引き続き設置することにいたしましたので防犯カメラ付清涼飲料水設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよくお読みいただき、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件の概要

（１）所在地（住居表示）

京橋駅自転車駐車場（大阪市都島区東野田町２丁目１番）外 38 箇所
（「9 防犯カメラ付自動販売機設置募集箇所」を参照）

（２）募集台数

42 台

（３）最低使用料（月額）

830,000 円（消費税抜き）

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- （１） 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- （２） 清涼飲料水自動販売機の設置業者（自らが管理・運営するものに限る。）について 3 年以上の実績を有している者であること。
- （３） 防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機（以下「防犯カメラ付自動販売機」という。）の設置（管理・運営）業務の実績を有している者であること。
なお、自動販売機もしくは防犯カメラの管理・運営業務のいずれかを第三者に委託している場合についても、業務の実績を有している者とする。
- （４） 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許等を有していること（該当についてののみ）。
- （５） 国税及び大阪市税の未納がないこと。
- （６） 大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者ではないもの。
- （７） 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- （８） 本市が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは行政財産使用許可後 正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから 2 年を経過しない者でないこと。
- （９） 大阪市内に本店または支店・営業所があること。

※大阪市暴力団排除条例第 2 条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条

条例第 2 条第 3 号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 防犯カメラ付自動販売機の設置条件等

(1) 使用許可及び使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、防犯カメラ付自動販売機の設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

② 設置する自動販売機の機種

設置する自動販売機については、大阪市グリーン調達方針の判断の基準等を満たすものとします。

③ 使用許可の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。

なお、更新については、使用期間満了の 30 日前までに申請を行えば、更に向こう 1 年間（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）使用することができるものとし、当初許可の日から 5 年を超えない範囲（令和 12 年 3 月 31 日まで）更新することができます。

更新しない場合は、許可期間満了の 3 か月前までに、書面にて意思表示をしてください。（※本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。）

なお、上記②を満たさない自動販売機を設置していることが判明し、適合機種に変更するよう指導改善を行ったにもかかわらず当該指導に応じない場合は、許可の更新は行いません。

④ 行政財産使用料

本市が設定する最低使用料【※上記 1 公募物件の概要の（3）最低使用料（月額）】以上で価格提案のあった最高の価格をもって行政財産使用料（以下「使用料」という。）とします。

なお、使用許可する際の使用料については、消費税等を加算します。使用料の納付については、本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期限までに、納入するものとします。

⑤ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去にかかる費用は、設置業者の負担となります。

また、防犯カメラの維持管理に関する費用及び防犯カメラ付自動販売機の設置にかかる電源の引込み工事等の費用も、設置事業者の負担となります。

なお、電気代は設置事業者の負担とし、各自転車駐車場での事業者負担方法については、原則個別メーターを事業者において設置し、負担していただきます。

（設置ができない場合については、本市担当者と負担方法について協議することとします。）

なお、支払い方法については、法第 244 条の 2 第 3 項により本市の指定する指定管理者と別途協議のうえ定めることとします。

（参考）設置ができない場合の精算方法

【例】月額の電気使用量

＝電気料金単価/(時間)×消費電力量/(時間)×24(時間)×365(日)÷12(月)

※1円未満の端数は四捨五入する

(2) 使用上の制限及び条件

- ② 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- ② 防犯カメラの設置方向は、事前に本市と協議のうえ、自転車駐車場の施設内を監視できるように設置すること。
- ③ 2応募資格要件(4)にかかる許認可等は、使用許可期間中、継続的に効力を有すること。
- ④ 防犯カメラ付自動販売機を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ⑤ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪市側の指示に従うこと。
- ⑥ 販売品目については、飲料品(乳飲料を含む。)とすること。
- ⑦ 販売品目の容器については、リサイクルが可能な缶・ペットボトル・ビンなどの密閉式とすること。
- ⑧ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑨ 設置事業者は、自転車駐車場及び上部構造である鉄道等の維持管理等に関する工事及び作業に協力すること。(使用許可期間中に移設や一時撤去となる場合がある。)

(3) 維持管理責任

- ① 商品補充、金銭管理など防犯カメラ付自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- ② 防犯カメラ付自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で空き缶類を適切に回収・処分すること。また、設置事業者は、指定管理者が空き缶等の回収を求めた場合には、特段の事情が認められない場合を除き、これに応じること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 防犯カメラを常に良好な状態で維持管理するために、別途、本市あて「防犯カメラ機器の管理・運用に関する誓約書」を提出すること。
- ⑤ 防犯カメラ付自動販売機の設置(配線を含む)並びに支障となるフェンスや柵等の撤去は、設置事業者の責任において行い、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」すること。なお、設置計画については、事前に本市並びに指定管理者と協議を行うこと。
- ⑥ 防犯カメラ付自動販売機の設置期間満了後、本体と個別メーター等を必ず撤去すること。
- ⑦ 防犯カメラ付自動販売機の故障等に起因する問い合わせ並びにトラブル等については、自動販売機に連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(4) 損害賠償

設置事業者は、防犯カメラ付自動販売機の設置及び管理にあたって本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて設置事業者の責任でその損害を賠償すること。

(5) 防犯カメラの仕様等

設置する防犯カメラの仕様については、「11 防犯カメラ仕様書」の条件を満たし、P12「防犯カメラの仕様」と同等以上であるものとし、別途、本市あて「防犯カメラの管理・運営に関する計画書」を提出すること。

(6) 個人情報の取り扱い

防犯カメラにより収集した個人情報の取り扱いについては、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」（令和5年大阪市条例第5号）の規定を遵守すること。

4 応募申込手続及び質問の受付・回答

(1) 応募申込受付期間

令和7年1月6日（月）から令和7年1月14日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

※事前に電話連絡の上、来庁してください。

(2) 応募申込受付場所

大阪市住之江区南港北1丁目1番10号 ATCビル ITM棟6階

大阪市建設局企画部方面調整課（自転車対策担当）

TEL (06)6615-6683

(3) 応募申込みに必要な書類（各1部用意してください）

① 応募申込書（本市所定様式）

② 誓約書（本市所定様式 A4 サイズ両面）

※ホームページから表面と裏面を別々にダウンロードした場合は、必ず実印の割印を押してください。

③ <法人>印鑑証明書

<個人>印鑑登録証明書

④ <法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれでも結構です。）

<個人>住民票の写し

※③④については、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

⑤ 国税及び大阪市の税（個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・建物）の未納の税額がないことの証明書の写し

国税は納税証明書（その3）に限る。

⑥ 事業概要

- 〈法人〉 （ア） 会社概要
- （イ） 直近の貸借対照表、損益計算書
- 〈個人〉 （ア） 創業日、事業内容、実績等がわかるもの
- （イ） 直近の所得税確定申告書の写し

⑦ 2 応募資格要件（4）にかかる許認可等の免許証の写し

⑧ 防犯カメラ付自動販売機の設置（管理・運営）業務の実績を有していることがわかるもの

（4） 申込みの手続き

受付期間内に、応募申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。

（送付、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

（5） 質問の受付・回答

本募集要項に関する質問については別紙様式にて電子メールにて提出してください。送信後、4（2）に記載の連絡先へ電話連絡し、到着の有無を必ず確認してください。なお、電話、FAX、来訪による質問の受付並びに回答は行いません。質問に対する回答要旨は大阪市ホームページに掲載します。

・ 質問受付期間

令和6年12月2日（月）から令和6年12月16日（月）まで
最終日は午後5時までに必着とします。

・ 電子メール送信先

la0082@city.osaka.lg.jp （大阪市建設局企画部方面調整課自転車対策担当）

・ 質問回答予定

令和6年12月27日（金）（予定）

5 価格提案書の提出及び価格審査

（1） 価格提案書の提出日時

令和7年1月17日（金） 午後1時30分から午後2時まで

（2） 価格提案書の審査日時

令和7年1月17日（金） 午後2時から

（3） 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟 6階
大阪市建設局 入札室

(4) 提出書類等（当日持参するもの）

- ① 価格提案書（本市所定様式）
- ② 委任状（代理人により応募しようとする場合）

(5) 価格提案書の投函方法

- ① 応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、提案箱に投函してください。
- ② 応募は、代理人に行わせることができます。この場合には、価格提案書と同時に委任状を提案箱に投函してください。

(6) 応募価格の表示

応募価格は、総物件の月額使用料（消費税抜き）を表示してください。

なお、業者決定後、行政財産使用許可の申請までに、各台の月額使用料明細を提出してください。

(7) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、提案箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(8) 価格提案審査

- ① 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後、直ちに応募資格者立会いのもとで行います。
- ② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。
- ③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

なお、価格提案書提出日の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(9) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 最低使用料を下回る価格によるもの。
- ② 応募参加資格がない者が価格提案書を提出したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ③ 指定の日時までに提出しなかったもの。
- ④ 応募資格者の記名押印がないもの。
- ⑤ 本市が交付した価格提案書を用いないで価格提案したもの。

- ⑥ 同一物件について応募資格者又はその代理人が 2 以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑦ 同一物件について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- ⑧ 同一物件について他の応募資格者の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑪ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ⑫ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

(10) 防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機設置予定事業者の決定

防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機設置予定事業者（以下「設置予定事業者」という。）の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者としてします。

なお、設置予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続きの説明を行います。

(11) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。

なお、当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない本市職員）が応募資格者に代わってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(12) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、設置予定事業者名及び決定金額を、設置予定事業者が決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募資格者に公表します。

決定後は、設置予定事業者名及び決定金額をホームページに掲載します。

(13) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

6 使用許可申請の手続き

設置予定事業者は、令和 7 年 2 月 21 日（金）までに行政財産使用許可申請書を提出してください。

なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。

7 設置予定事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他設置予定事業者が使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

8 経費負担について

応募に関する経費については、応募申込者の負担となります。

使用許可の手続きに関する一切の費用について、設置予定事業者の負担となります。

9 防犯カメラ付自動販売機設置募集箇所

物件 番号	設置場所 (別添資料参照)	所在地 (住居表示)	台数	平均売上本数 (月間)	平均売上金額 (月間)
1	京橋駅	都島区東野田町2丁目1	2台	4,817本	529,870円
2	千林大宮駅	旭区森小路2丁目5	1台	247本	27,170円
3	緑橋駅	東成区東中本1丁目	1台	185本	20,350円
4	深江橋駅	東成区深江北2丁目	1台	—	—
5	深江橋駅	東成区深江北1丁目	1台	124本	13,640円
6	玉造駅	東成区東小橋1丁目9	1台	220本	24,200円
7	鶴橋駅	東成区東小橋3丁目14	1台	247本	27,170円
8	放出駅	鶴見区放出東3丁目21	1台	191本	21,010円
9	弁天町駅	港区波除3丁目	1台	—	—
10	弁天町駅	港区弁天1丁目	1台	—	—
11	地下鉄九条駅	西区九条2丁目3	1台	287本	31,570円
12	大正駅	大正区三軒家西1丁目3	1台	166本	18,260円
13	天下茶屋駅	西成区花園南2丁目8	1台	339本	37,290円
14	岸里玉出駅	西成区岸里3丁目	1台	112本	12,320円
15	文の里駅	阿倍野区昭和町1丁目	1台	325本	35,750円
16	住吉大社駅	住吉区長峽町	1台	161本	17,710円
17	地下鉄あびこ駅	住吉区荻田9丁目15	1台	305本	33,550円
18	北加賀屋駅	住之江区中加賀屋1丁目11	1台	279本	30,690円
19	住之江公園駅	住之江区新北島1丁目2	1台	—	—
20	住ノ江駅	住之江区西住之江2丁目	1台	—	—
21	地下鉄新大阪駅	淀川区宮原3丁目	2台	1,285本	141,350円
22	東三国駅	淀川区東三国2丁目	1台	199本	21,890円
23	東三国駅	淀川区東三国1丁目	1台	158本	17,380円

24	西中島南方駅	淀川区西中島3丁目	1台	585本	64,350円
25	西中島南方駅	淀川区西中島3丁目	1台	495本	54,450円
26	上新庄駅	東淀川区瑞光1丁目1	1台	504本	55,440円
27	JR新大阪駅	東淀川区西淡路1丁目2	1台	375本	41,250円
28	塚本駅	西淀川区柏里3丁目	1台	378本	41,580円
29	田辺駅	東住吉区田辺2丁目	1台	—	—
30	駒川中野駅	東住吉区駒川3丁目	1台	514本	56,540円
31	針中野駅	東住吉区駒川5丁目	1台	171本	18,810円
32	地下鉄平野駅	平野区背戸口5丁目3	2台	841本	92,510円
33	出戸駅	平野区喜連東5丁目	1台	378本	41,580円
34	出戸駅	平野区喜連東5丁目	1台	643本	68,730円
35	出戸駅	平野区喜連東5丁目	1台	237本	26,070円
36	JR平野駅	平野区平野元町	1台	673本	74,030円
37	桃谷駅	生野区勝山北1丁目1	1台	—	—
38	野田阪神駅	福島区海老江1丁目1	1台	317本	34,870円
39	野田駅	福島区吉野3丁目	1台	—	—

※ 売上実績については、令和5年10月1日～令和6年9月30日の期間となります。なお、売上実績については、参考数値であり過去の実績であるため、売上を保証するものではありません。

1.0 担当

大阪市建設局企画部方面調整課（自転車対策担当）

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号（ATCビル I TM棟 6階）

電話：(06) 6615-6683

担当：古林・阿形

1.1 防犯カメラ仕様書

【システム概要】

大阪市が運営する39箇所の自転車駐車場に防犯カメラ付き清涼飲料水自動販売機を42台設置する。市民サービスの向上と防犯を兼ね備えたものとするを目的とし、防犯カメラについては録画・画像抽出、リアルタイム画像確認等を一元集中管理できるネットワークシステムで、24時間365日の運用を前提とする。

【監視サービスについて】

42台の点在する防犯カメラを一元監視できるシステムとすること。

【維持管理及びメンテナンスについて】

① 月に一度の日常点検報告書を提出すること。

- ② 自転車駐車場に設置した防犯カメラ機器の故障・破壊・汚損などで直ちに復旧できない状態が発生した場合は、緊急報告書として翌朝までに報告すること。
- ③ 犯罪防止・捜査のために必要な場合、本市からの指示により捜査機関等に対し録画画像の提供などの協力を行うこと。
- ④ 行政財産使用許可が終了した場合、速やかにすべての画像データを復元又は判読不可能な方法により、消去又は廃棄を行うこと。

【防犯カメラの運用】

- ① 42 台分のカメラ映像はセンター側で即時に確認できること。
- ② 42 台分のカメラ映像はセンター側で専用WEB画面にて確認できること。
- ③ 42 台分の録画画像はセンター側で閲覧できること。
- ④ 画像の保存は各現地またはセンター側サーバー等にて行うこと。
- ⑤ カメラ管理はデータベース化し、容量を確保すること。
- ⑤ すべての設置機器はひとつの収納BOXに収めること。
- ⑥ 42 台に設置されたネットワークカメラはセンター側で集中管理を行うこと。
- ⑧ 42 台に設置された各情報機器は 24 時間 365 日集中管理を行うこと。
- ⑨ 42 台に設置された各情報機器の日々のシステム情報は、月 1 回報告書として提出すること。
- ⑩ 42 台に設置された各情報機器の状態異常は即時に確認できること。
- ⑪ 各機器との通信は、有線・無線のいずれの方法でも可能とするが、独自の通信回線を確保し、情報漏えい事故を防ぐための策を講じること。
- ⑫ セキュリティ性をより高めるために原則通信回線は通常時切断とし、必要などきのみ接続すること。

<主な仕様>

機 能	内 容
画像の記録・保存方法	モーションディテクトを使い、カメラ本体等に記録。一定の保存容量を超えると、自動的に古い画像から消去し、新しい画像を保存する。
リアルタイム画像の表示	異常事態・非常事態・犯罪発生時の捜査等協力時のみ接続表示し、遠隔地の管理PC画面で見たいカメラ映像を任意に選択表示する。（常時監視は行わない。）
録画時間	各カメラにモーションディテクトを併用し、1週間以上。
保守点検を要する業務	保守点検は、日常点検業務・通常監視業務・各種報告書の提出業務・画像抽出業務を含む。

<防犯カメラの仕様>

画像圧縮方式	MJPEG および MPEG-4 に対応。
解像度	640×480 ドット以上
画像更新速度	640×480 ドット時、16 枚／秒以上
通信機能	WEB サーバー機能内蔵
通信プロトコル	TCP/IP IPv4／IPv6 デュアルスタック対応
同時アクセス数	5 アクセス以上
画角	左右 160° 以上、上下 90° 以上表示可。 パン・チルト機能を有すること
回転速度	パン、チルトとも、最大 80° /秒以上
撮像素子	カラー CCD センサーでかつ画素数が、32 万画素以上のこと
レンズ明るさ	F2.8 以上
対応照度	0.2ルクス～10万ルクス
ビデオ出力	アナログコンポジット端子を有する
信号入出力	デジタル入力端子を有しかつ、デジタル出力端子を有する
画像記録	容量4GB以上の画像記録が、本体側にて可能
温度条件	0℃～40℃で正常に動作可能
湿度条件	20%～80%で正常に動作可能
電波障害防止	VCCIクラスB規格に適合し、その旨を表示していること
その他	モーションディテクト機能

<保守点検業務の項目と内容>

項目	内容
日常点検業務	通信回線に異常がないか ゲートウェイモデムに異常がないか ネットワークコントローラに異常がないか カメラに異常がないか
通常監視業務	通常監視業務は上記、日常点検業務上の異常発生に対し速やかに対処を行う。 通常監視業務は 午前 10 時から午後 5 時までとする。 通常監視業務内においてカメラ画像の常時監視は行わないものとする。 緊急報告書に該当する重大な故障等が発生した場合は、速やかに報告する。 通常監視業務時間外 午後 5 時から翌朝 10 時までに発生した、緊急報告書に該当する重大な故障等については、翌朝午前 10 時までに緊急報告書を提出する。
画像抽出業務	記録画像の抽出提出については、捜査機関等からの要請により本市が指示し、設置事業者が行うものとする。
日常点検報告書	月 1 回の報告書提出とする。 毎月 5 日（当日が土・日・祝祭日の場合はその翌日）までに前月分をまとめて提出すること。
緊急報告書	発生毎の報告書提出とする。 所定の様式にて発生時が業務時間内であれば速やかに、業務時間外であれば翌朝午前 10 時までに提出すること。 緊急報告書にて報告した故障等の対処方法については、本市と協議を行うものとする。